

自動車登録番号標付車両によるレース開催規定の一部改正について

※下線部：変更箇所

改正後	現行規定
第1条 (略)	第1条 (略)
第2条 1. 本レースに参加する車両は、国内競技車両規則第3編第5章スピードS A車両規定または第7章スピードB車両規定に適合したものとする。 2. 上記1. に加え、6点式以上のロールケージおよび4点式以上の安全ベルトの装着が義務づけられる。 <u>5点式以上の安全ベルトの装着は、推奨とする。</u>	第2条 1. 本レースに参加する車両は、国内競技車両規則第3編第5章スピードS A車両規定または第7章スピードB車両規定に適合したものとする。 2. 上記1. に加え、6点式以上のロールケージおよび4点式以上の安全ベルトの装着が義務づけられる。
第3条～11条 (略)	第3条～11条 (略)
第12条 本規則の施行 本規定は、 <u>2026年</u> 1月1日より施行する。	第12条 本規則の施行 本規定は、 <u>2025年</u> 1月1日より施行する。